

# 細川三齋忠興の衣料等よりの考察

加藤秀幸

## はじめに

人間各人が具有する容貌・体格等の特徴の各自に及ぼす影響は、日々の体調と共に計りしれないものがあろう。殊に武将にあっては、甲冑に身をかため、打物をとり、率先戦場を駆け回ることもあり、体格雄偉、驍勇なるを求められたことは当然で、適性でないものは、自身、また周囲もその所に居るを許さず、出家等を求めたことは、多くの例の示すところである。

戦国期の平均的な武将は如何なる体格を有していたのだろうか、興味あるところで、伝記・言行録の類、また直接には着用した衣服・具足等、稀には改葬の際、遺骨より類推されることもある。例えば、伊達政宗は身長一五九・四糁と、モンゴロイド人種群の身長推定式より算出されているが、一般的には遺骨はないので、より身体に密着する、具足よりは衣服が、胴服より小袖、小袖よりは下着・具足下の方がより推量に確実さを増すことであろう。

日本人の身長は、江戸初期、成人男性で、五尺一・二寸（一五三七一五六糁）と、鈴木尚博士は類推されていいるそうであるが<sup>(2)</sup>、武将ははたしてどのようであったらうか。

細川三齋忠興は如何なる体格の所有者であったのであろうか。細川家には三齋の肖像画が数点あり、永青文庫に所蔵されているので、その容貌については見知り得る。また彼の書状<sup>(3)</sup>によつて、父幽斎に酷似し、自身法体になつてみれば、『そのまゝの幽斎にて、われながら肝をつぶし申候、歌道を知らぬ幽斎と御おもひ候べく候』と息女の烏丸万に告げるが、体格については、当時に記したものはないようである。

本所出版物『大日本近世史料 細川家史料』は主人公である三齋の伝記的史料の側面を持つが、本篇に掲載し得ない衣服に関する史料『御召物仕立様之覽』を載せて、彼の体格を知るよすがとしたい。

この覚書は、同じ斐紙様の良質の紙を袋綴にし、紙撲にて綴じ、冊子に仕立て、第一丁目を表紙に用い、全て六丁より成る。書風は、三齋の近侍竹原玄可の手になるかと思われるが断定は出来ない。内容より三齋生前に記されたものと考えられる。項目によつては理解しがたい、未詳の箇所もあるが、末に全文を掲載したので参照されたい。

## 本 説

『御召物仕立様之覽』は細川忠興の入道以後の衣服の寸法書である。

その期間は、元和六年（一六二〇）閏十二月廿五日に剃髪し、三齋宗立と号した五十八歳の時より、その死に至る正保二年（一六四五）十二月二日、八十三歳までの二十五年間のことと、根拠はないが、大凡その中半、寛永年間（一六三三年前後）のこととしたい。

この寛永年間は、前代桃山期の後をうけ、江戸幕府の風俗・年中行事が慣例として定着しはじめる頃で、消耗雑貨・消耗品である衣服、小袖・帷子・胴服（夏・冬・道中用）、親しい間柄では寝巻・頭巾等もが、上層武家の四季折々の贈答品・進献物として、さかんに用いられ、家臣等への褒美、使者等への礼物・心付けとして、また売買の代料として用いられたことは、『梅津政景日記』・『細川家史料』等で知られるのである。『細川家史料』には、忠利が何處よりか、大奥か或は呉服所などからか得た將軍秀忠の胴服の見本を、『上様之御袴丈にて候間、本を御とらせなされ、仰付けらるべく候』<sup>(5)</sup>と送つており、これに対し、三斎は『これは後迄も進物之ために成事候間、満足、則写候而置申候』<sup>(6)</sup>と喜んでいる。この場合、多分將軍使用済みのものではなく、そのうつしを作らせたものであつただろう。また『梅津政景日記』には、佐竹義宣が、重陽の祝儀として贈る御服のため、使者を上京させ、反物を求め、仕立てずして、表裏の布地を別にして請取渡し、その母伊達氏に依頼して、江戸にてその指揮の下、奥女中をして、將軍家忠・世子家光の御服（小袖力）を、また室多賀谷氏には、取次の本多正純・島田直時等の御服を裁縫せしめている。これにも当然入手した見本、うつしか或は寸法書があつたものと思われる。此頃已に京出身というべき細川家では、京の呉服商に仕立まで命じているのであるが、秀忠に律氣と思いついたほど、佐竹義宣は、職人の手を借りず、幕府への忠誠心を示したかったのである。更にまた、京の呉服商雁屋の史料等より、將軍等上層武家の衣服は、京の呉服商に託われ、従つて彼等商人職人の尺度は共通であり、

寛永三年等の幕府法令<sup>(9)</sup>による故に、江戸時代初期の彼等の衣服の尺度は大工がね<sup>(10)</sup>曲尺であつたと考えられるのであるが、増上寺埋葬の秀忠遺品の小袖の中には、着丈に五纁の差があり、出土品であることを考慮に入れてもかなりの相異があり、同一人では寸法が一定ということよりすれば不審を残すものである。

この三斎についての覚書に用いられた尺度に問題がある。当然、衣料には曲尺・鯨尺・呉服尺が考えられるが、これはその何れであつたのだろうか。

軍器の尺度には、曲尺を用いるのが普通である。後世に成った『細川家記十九附錄乾』の『三斎様御具足御下着之覚』誰の覚書かは不明の条に、「一、羽二重御袴裏布長サ式尺九寸、但、かね尺」とあるよう、三斎時代の軍器衣服の寸法は曲尺で計つたことを傍証する。『本覚書』中に、長き御肌の帶の項に書継がれて、「一、たつな七尺五寸」とあるが、これは犢鼻褲を別に、『たづな』と呼ぶことにからんで誤解されかねないが、はるひ九尺と次第し、それの註記の角書に、染色の綱々を説くことによつて、馬具の手綱・腹帶であり、軍陣には曲尺にて七尺五寸を用うと、腹帶もまた八尺五寸、或は九尺にもすると、『古今要覽稿』所引の故実書等にあることより、人馬の大小、各人の使い勝手により長短はあるが、定寸は手綱は七尺五寸、腹帶は八尺五寸~九尺であつたと考えられる。軍器の法量は曲尺によることよりしても、この記載の各項目全ての寸法は、曲尺によつて統一されていると考えられる。

ついで、この曲尺の現今メートル法に換算した場合の長さが問題となるが、これは軍器中最も重要なものの一つ、刀剣の法量の曲尺が、その押形、例えば『光徳刀絵図』<sup>(11)</sup>所載の名物刀剣の寸法が、一尺<sup>(12)</sup>三〇・三纁に、現存の同一の國宝の刀剣類を照合してみると、ほぼ等しいことに

細川二齋と同時代人で衣服を遺す者には、豊臣秀吉・徳川家康・同秀忠・上杉景勝・浅野幸長・山内一豊等、身内には嫡子忠利等があり、その家々に、また各地東照宮・上杉神社等に、彼等着用所伝の衣料が現存し、図録・調査報告等が刊行され、中でも、神谷栄子氏の「美術研究」誌上の一連の調査報告<sup>(14)</sup>は詳細で、大いに参考になるのであるが、残念な事に、各自それぞれの寸法に異同がある。中には歴史上、有名な彼等に所伝を附会したこととも考えられ、また当時の通例として、身長を計測・記録する習慣もないでの、正確な身長はわからない。

彼等の身長・体格を知るためには、着丈に着装時の衣服の身体に沿つたふくらみ、帯の緊縛による短縮、大凡の首・足首の高さを、現今着物によつて勘案、付加して推量する他ない。加之、時代により、各自の着装に長短の好みもあるようである。身長を正確に割出することは不可能である。

衣服には材質による着心地に好悪があるのは勿論、袴丈の微妙な違いも、重ね着をする小袖・胴服には大きく影響するものであるが、纖細な感覚の所有者、癪癖の三齋は特に敏感で、嫡子の当主忠利より贈られた、寛永三年重陽の祝儀の小袖が気に入らず、祝の書状と共に戻されたのであるが、袖の袴を調べてみると、耳幅に三ツ共に、二分<sup>15</sup>六耗程宛の異同があつたという。三齋が衣服の寸法に強い好みを示しているといえよう。

三齋の身長割出しに望ましいのは、この『寸法覧書』に相応する小袖等の衣服が現存することであるが、残念なことに、永青文庫には小袖は伝来せず、唯一点“露払”と称される麻地の茶の胴服と見られるものがあるのみで、胴服故、着丈短かく十分には比較しがたい。

かくして、この『寸法覧書』よりメートルに換算して、神谷氏の“近世小袖実測寸法比較对照表<sup>(16)</sup>”に照合してみると、三齋の着丈三尺九寸<sup>17</sup>一一

一八・一纏は、あまりにも短い。他の尺度では長過ぎる。従つて身長は当然小柄に過ぎる。但し、三齋の着丈は雁屋の記録「慶長十九年 久とさま 御あづらへ ふん」の徳川家康の三尺八寸に一寸長く、同秀忠の四尺には一寸短い。仮に神谷氏の表により、家康の薄浅葱地葵紋散し辻ヶ花染小袖の着丈一三三・〇纏（他に薄浅黄紗綾地綿入小袖の身丈一三二・五纏等がある）に一寸<sup>18</sup>三纏を加え、それに同じ表の現代標準の着丈より割出した相応の身長分二六纏を加えると、三齋の身長は一六一纏となる。従つて、家康は一五八纏、秀忠は一六四纏となる。しかし、寺秀忠の出土品の小袖一三五纏よりすれば、一六一纏となる。しかし、足すことの二六纏をはじめ、長短の好みなど、不確定な要素が多過ぎるので、確定出来ない。但し、家康の小袖の所伝が確かなものとすれば、曲尺の共通なことより、三齋の身長が割出せる筈であるが、家康の三尺八寸<sup>19</sup>一三三<sup>20</sup>一三三・五纏が、曲尺一尺<sup>21</sup>三〇・三纏に当らないので疑問とするより他ない。強いて、三尺八寸<sup>22</sup>一三三・五纏を換算すれば、この尺度は一尺<sup>23</sup>三四・七纏となる。従つて三齋の着丈は一三五・三纏、身長は前述のに近く、一六一・三纏となる。大方の御示教を得たい。

この『寸法覧書』によれば、小袖の他に、袖無・袖有の羽織様のもの、胴服にも長短あり、袴にも、長短の布紐を持つ、いわゆる短い絹の越中袴とおぼしきもの、八尺八寸の長い、いわゆる六尺袴様の二種あり、帶は一丈三尺五寸と長く、革足袋は紐が二尺二寸もあって、徳川美術館蔵の家康所用のものを想起させ、脚絆は、乗馬の際に脚部を保護するためのものと思われ、前田利家所用のものと比較したいが、図録にのみよる知見で、紐の有無、様態は不明である。寝巻が小袖に較べ、丈が五分、袴が一寸長いのはなるほどと思わせる。肩衣・長袴の寸法も詳細に記され、参考になることも多い。“かみつゝみ”・“まりのかみのたけ”は未詳である。後考に俟ちたい。

むすび

細川家史料中の三齋の『御召物仕立様之覽』により、三齋の体格を知らうとしたのであるが、確答は得られなかつた。しかしながら、寛永期の武将の衣服の仕立様が、採寸の要所がわかつたことは、遺品のみよりの調査に、新たな手掛り、視点が得られたことになろう。

衣服に用いられた尺度は、従来知られた曲尺・呉服尺・鯨尺の他に、例えば所伝が正しく、着丈の好みに変化がないとすれば、家康の衣服より算出した、一尺二三四・七纏の尺度が用いられたかも知れない。尚、これには多くの家康の遺品に当り、調査を重ねなければならないだろう。

附記

この小論を記すに当つて、熊本大学附属図書館 川口恭子氏・永青文庫 阿部純子氏・廣井雄一氏・河上繁樹氏等に御教示・御高配を得た。記して謝意を申し上げる。

〔註〕

- (1) 瑞鳳殿 伊達政宗の墓とその遺品 伊東信雄編  
(2) 神谷栄子 伝上杉謙信所用小袖十二領 美術研究二二八号の註9  
(3) 大日本近世史料 細川家史料八 第一九一一号文書  
(4) 三齋様御書案文 寛永十一年七月廿四日(整理番号八・一・三四ノ二)  
(5) 大日本近世史料 細川家史料五 第一二二〇号文書  
(6) 大日本古記録 梅津政景日記七 元和四年七月廿三日の条  
(7) 同右 同右  
(8) 小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究 山根有三編著

(9) 御当家令條二十九 定 寛永三年寅十二月七日

同書 定 寛文四年辰七月十三日

(10) 増上寺 德川將軍墓とその遺品・遺体 鈴木尚・矢島恭介・山辺知行編

(11) 光徳刀絵図 安芸宰相宛 文禄三年(重要文化財) 紙本墨書き毛利報公会藏(参考) 埋忠銘鑑

(12) 文化庁 廣井雄一氏の御示教による。

(13) 駿府と家康展 久能山東照宮博物館

細川ガラシャ展図録

(14) 神谷栄子 伝上杉謙信所用金銀襤縫子等縫合胴服について

上 美術研究二一六号  
下 // 二二九号

同 伝上杉謙信所用小袖十二領 美術研究二二八号

同 伝上杉謙信所用帷子四領 美術研究二二八号

同 伝上杉謙信所用胴服八領上 美術研究二四二号

中 // 二四三号

下 // 二四四号

同 伝上杉謙信所用陣羽織八領 美術研究二五九号

吉川家伝來「山道草花鶴亀文繡箔胴服」について

美術研究二八六号

(15) 細川家史料 日帳 寛永元年九月二日の条(整理番号十一・一・一)

(16) 永青文庫 阿部純子氏の御示教による。三齋の兄細川忠隆の子孫内膳家より進上品、ガラシャ夫人手縫の所伝あり。(参考) 細川ガラシャ展図録

(17) 註2に同じ。

(18) 註8に同じ。

(19) 駿府と家康展 第四三の寸法

(20) 同右 第五〇図

(21) 前田利家展目録 第一二八図

(表題、打付書)  
「御召物仕立様之覽」

(熊本大学附属図書館寄託永青文庫 整理番号一〇一、五のうち)

(横一五・三纏 縦二二・五纏)

一、御うしろこし (の紐) 四尺一寸五分  
一、御そゝみち 上から一尺八寸也  
一、まち 一尺

一、御まへこしのそゝ兩かけて 八寸五分

御めし物志ひてやうの覺

一、御さけ 三尺九寸 一、御ゆき 一尺七寸五分  
一、御小袖 (脇) 七寸五分 一、御袖口 六寸八分  
一、御こつま 一尺一寸 一、御袖さけ 一尺三寸五分

一、御せのさけ 三尺 一、御ゑりぞく 三寸五分  
一、さゝみも一そく 一、御ゑり兩かけて 六寸五分

一、御ひやの付所 一尺二寸五分 うそかと  
一、御ひやも 一寸二分

御袖あり

一、御袖のゆき 一尺八寸 一、御袖のそく 六寸

ミしかき御とうふく

一、御せのさけ 二尺四寸

一、御まへ 二しやく六寸

御かさぎぬ

一、御せのさけ 一しやく九寸也

一、御まへ 二しやく一寸五分

一、御えりそく 一寸七分

一、御かさ (袴) のゆき 九寸二分

御もかま

一、御まへこしのひや 九しやく也

一、御うしろこし (の紐) 四尺一寸五分  
一、御そゝみち 上から一尺八寸也  
一、まち 一尺

一、御まへこしのそゝ兩かけて 八寸五分

御そゝみち (肌 帯) のおひ

一、よこのおひ 三尺 (横 帯) (布) 四尺三寸也  
ミしかきかく 七寸五分

但、よこハぬの也

ながき御そさのおひ  
一、八尺八寸 一、御おひ 一丈三尺五寸也

一、さつな 七尺五寸 (手綱) (端) (縫) (襷) (葱)  
ミしかきかく 七寸五分

一、もるひ 九尺 (足袋) (縫) (緒) (馬) (乗) (際)  
兩のそし一尺八寸 中白とあさきと五さんたんく也、  
一寸づゝさんく也

御まひのひや

一、さけ 二尺二寸 (脚) (緒) (縫) そゝ五分

御まひのはんおの覺

一、そく 四分あまり 一、さけ 二尺一寸也

一、うちのかさのをぬいつけぬふん (内) (方) (縫) (付) 分  
七寸八分

一、そとのかさのをぬいつけぬふん (外) (方) (縫) (付) 分  
七寸也

一、そとのかさハうまのりのきハまでぬい付る也  
(馬) (乗) (際) (縫) (卷)

御ねまき

一、御さけ 三尺九寸五分

御うらの入あるかけての事にて候也

一、同御ゆき 一しやく八寸五分也

御かさづき

- 一、<sup>(長)</sup>なかさ 六しやく八寸也  
一、<sup>(短)</sup>みしかぎハ 四しやく一寸也  
御なかま  
一、御さけ 三尺六寸 <sup>(縫代)</sup>ぬいあろ・石<sup>(突)</sup>つき入て  
一、御もゝさち 上から一しやく八寸也  
一、御まち 上から一しやく一寸也  
一、御まへこしのそゞ<sup>(腰)</sup> 両かけて八寸五分  
一、御うしろこし ひゞとりてのそゞ七寸九分  
一、石つきのぬいよて 五分  
一、うしろこし 四尺一寸五分  
一、まへこし 九しやく  
一、まへこしのひやのそゞ 九分 一、御うしろこしのもおなし  
御まりのかみのさけ  
一、御身のさけ 二尺四寸五分<sup>よて</sup>候まゝ、<sup>と</sup>あつから九しやく八寸也  
一、御袖<sup>片</sup>さけ 一尺七寸五分 <sup>片</sup>かゞ袖が三尺五寸也  
袖四ツか一丈四しやく也  
惣合一丈三しやく八寸也  
一、御<sup>(襟幅)</sup>ありそゞ 三寸五分 <sup>(肩衣)</sup>かゞきぬのことく也、  
右ハ 三齋様めし物之仕立様也、